

令和5(2023)年度 税制改正要望について

2022年8月
金融庁



令和5（2023）年度税制改正要望における主な要望項目

1. 「資産所得倍増プラン」関連要望（例えば、以下の要望が考えられる。）

【所得税】 **NISAの抜本的拡充** 【事項要望】

【法人税】 **資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入** 【事項要望】

【贈与税】 **教育資金一括贈与制度の拡充等**（教育団体等への寄付、投信信託での運用等）〔文部科学省主担〕

【所得税】 **金融所得課税の一体化**〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

2. クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

- 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング
- 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化〔財務省が共同要望〕

3. 保険等

- 生命保険料控除制度の拡充
- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長〔厚生労働省主担〕

4. 暗号資産

- 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔経済産業省が共同要望〕

1. 「資産所得倍増プラン」関連要望

◆「資産所得倍増プラン」関連事項

金融機関

企業

○NISAの抜本的拡充【所得税】

- ・制度の恒久化
- ・非課税保有期間の無期限化
- ・年間投資枠の拡大 等

○金融所得課税の一体化【所得税】

○資産形成促進支援【法人税】

- ・資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入
- ・職場つみたてNISA奨励金が「賃上げ促進税制」の対象となる旨の明確化

個人投資家

○資産の世代間移転の円滑化【贈与税】

- ・教育資金一括贈与制度の拡充等

○マイナポータルを利用した投資環境整備

- ・NISA口座へのマイナポイント付与の検討
- ・NISA/iDeCoの口座開設一元化の検討

シニア世代

国・地方公共団体

◆ NISAの抜本的拡充【事項要望】

【要望のポイント】

簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度に

- 制度の**恒久化**
- 非課税保有期間の**無期限化**
- 年間投資枠を拡大し、**弾力的な積立**を可能に
- **非課税限度額の拡大**(簿価残高に限度額を設定)
- 安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資による**つみたてNISAを基本**としつつ、**一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠(仮称)※」を導入**

※ 非課税限度額の内枠として、①既に積み上げた資産(預貯金)によるキャッチアップ投資や、②企業の成長を応援するため、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等への投資を可能とする

- **つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大**

※ ジュニアNISAは、予定通り2023年末で新規買付終了

【現行NISA制度の概要】

	つみたてNISA	一般NISA※1	ジュニアNISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※2
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
対象年齢	20歳※3以上	20歳※3以上	20歳※3未満

※1 令和2(2020)年度税制改正において、2階建ての「新しい一般NISA」に改正済(2024年1月施行予定)⇒今回刷新を要望

※2 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

※3 2023年以降は18歳

【要望案のイメージ】

つみたてNISA

- ・年間投資枠(40万円)を**拡大**
- ・非課税限度額(800万円)を**拡大**

〔対象商品は、長期の積立・分散投資に適した株式投信〕

成長投資枠(仮称)

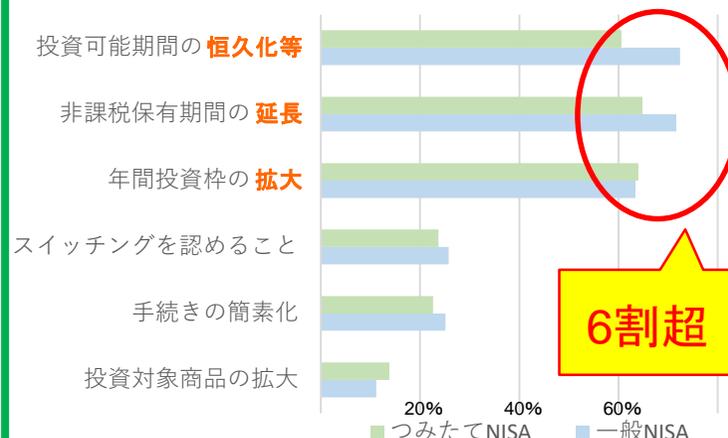
- ・年間投資枠を**別途設定**
- ・非課税限度額を**内数として設定**

〔※対象商品は、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等〕



【参考:一般投資家がNISAに求めること】

(つみたてNISA:n=53,244、一般NISA:n=42,786)



6割超

◆ 資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入【事項要望】

【現状及び問題点】

- **高齢社会対策大綱**(2018年2月閣議決定)において、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、**職場環境の整備を促進**することが盛り込まれたところ。
- しかしながら、企業による従業員の資産形成に関する取組みについては、いまだ道半ば。今後、**企業の取組みを促進**していくことが重要。

【要望事項】

- 資産形成に関する企業の取組みを促す観点から、**資産形成促進に関する費用**(例えば、企業が行う金融経済教育に関する費用)の**一定割合**について、**法人税の税額控除**を導入すること。
- 職場つみたてNISA奨励金が「賃上げ促進税制」の対象となる旨を明確化すること。

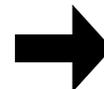
資産形成促進に関する費用

(例えば、企業が行う金融経済教育に関する費用)



一定割合

(例えば、大企業は3%、
中小企業は5%)



**法人税から
税額控除**

※高齢社会対策大綱(2018年2月閣議決定)

(略)つみたてNISA(少額投資非課税制度)等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、**職場環境の整備を促進**する。

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し 〔文部科学省主担〕

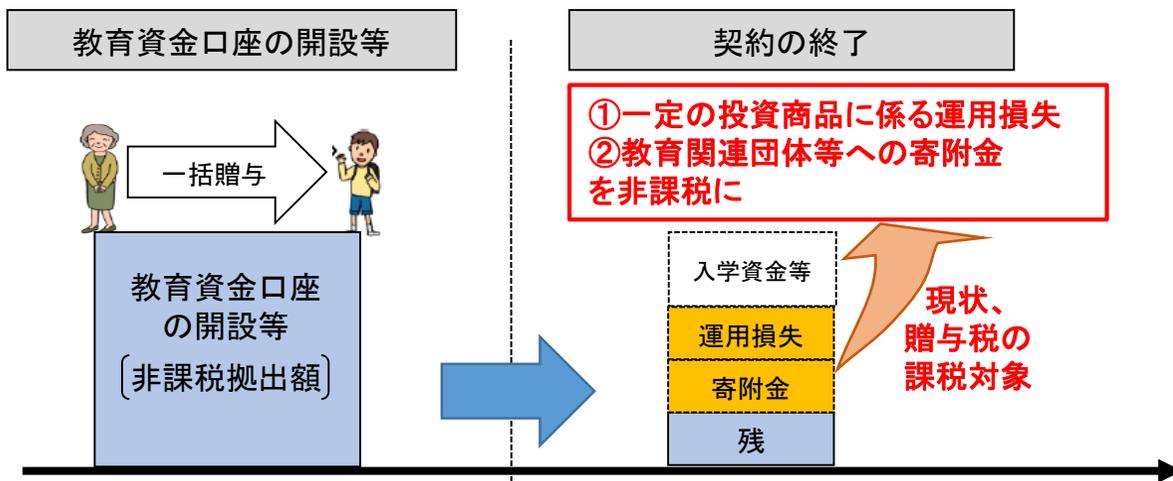
【現状及び問題点】

- 祖父母(贈与者)が子・孫(受贈者。30歳未満に限る。)の口座等を開設し、教育資金管理契約に基づき贈与した場合、贈与時には**1,500万円**までは**贈与税が非課税**となる。契約終了時に贈与税の精算が行われ、残高及び教育資金以外の支払分は、贈与税が課税される。
- 本制度は、贈与された資金が長期に金融機関に預け入れられるため、一部を投資商品で運用することにより、その果実を教育関連団体等への寄附(第三者への教育支援)につなげることも期待されているところ。
- しかしながら、現行、投資商品での**運用損失**や**教育関連団体等への寄附等**については、教育資金以外の支払分とされ、**贈与税が課税**されてしまうため、贈与された資金が十分に活用されていない現状。

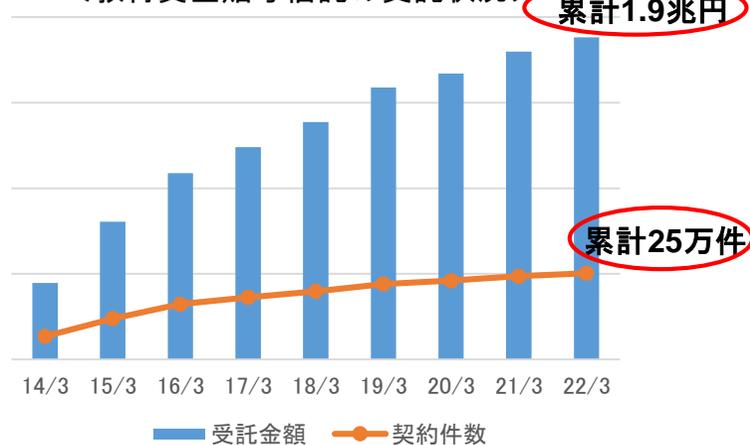
【要望事項】

教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置において、①**一定の投資商品**(例えば、つみたてNISA対象商品等)に係る**運用損失**及び②**教育関連団体等への寄附金**を、契約終了時の**贈与税の課税対象から除外**するなど、制度の拡充を措置すること。

【制度概要】



＜教育資金贈与信託の受託状況＞



注: 2022年3月現在の預入残高は1兆円程度

◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [農林水産省・経済産業省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

【要望事項】

証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所が2020年7月に実現したことを踏まえ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

【令和4(2022)年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

2. クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

◆海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング

【海外支店と海外子会社の税務上の取扱い】

- **国際課税ルール**においては、課税上、**支店と子会社を同等に取り扱うのが**今般の潮流。

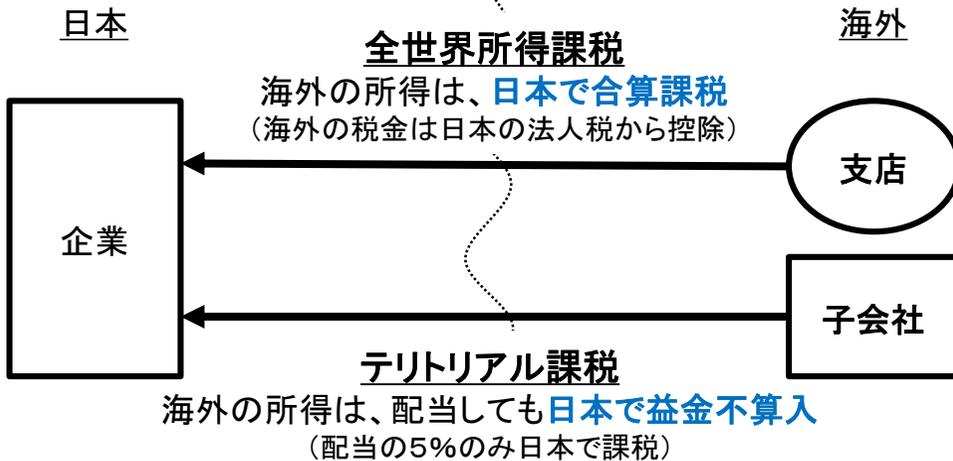
(注) OECDの新国際課税ルールにおいても、支店を一の構成事業体として、子会社と同等に取り扱うこととされている。

- 一方、**我が国の税法**は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、**支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。**

(注) 英国、ドイツ、フランス、シンガポール、香港は、海外支店についても、「テリトリアル課税」を採用している。

【海外進出における具体的な影響】

- 海外進出する場合の海外の所得について、**子会社形態**による場合は、**配当しても日本で益金不算入**となる一方、**支店形態**による場合は、**日本で合算課税**されることとなる。
- 例えば、下図のアジアの国々に進出する場合、子会社が20～24%の課税となる一方、支店が28%の課税となり、他の主要国の企業が進出する場合と比較して、**我が国の税負担は、最も重くなる。**
- 特に、**銀行については**、支店形態による海外進出がグローバルスタンダードとなっており、税負担の観点から、**国際課税のルールが大きな問題**となりうる。



全世界所得課税

- 日本 (28%)
- 米国 (25%)
- 中国 (25%)



テリトリアル課税

- 英国
- ドイツ
- フランス
- シンガポール
- 香港

【要望事項】

銀行の国際競争力の観点から、海外進出における**支店と子会社形態**の税制上の**イコールフットイング**を図ること。

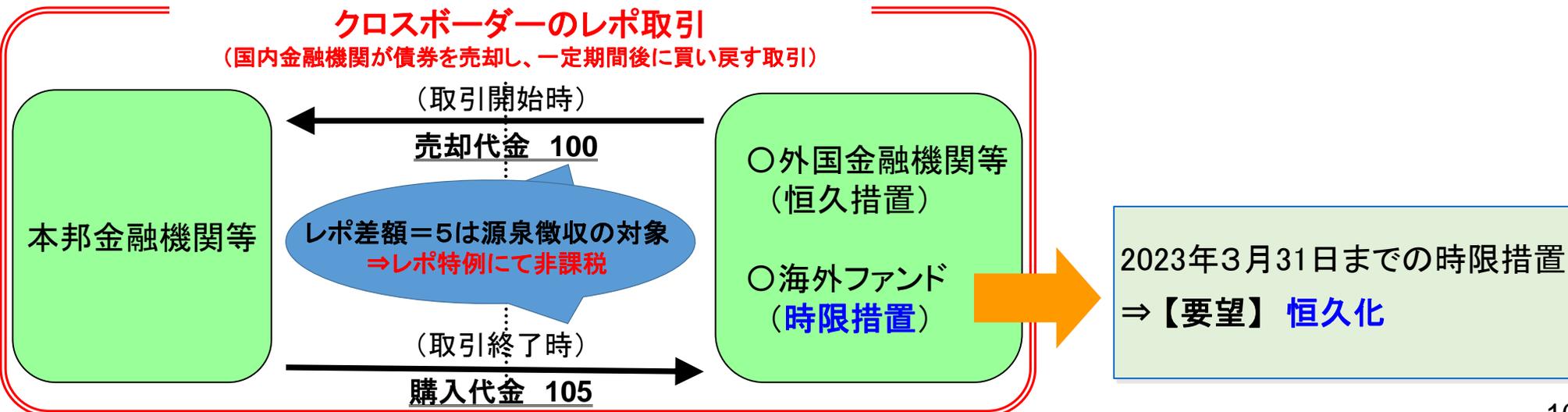
◆ 海外ファンドとの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の恒久化 [財務省が共同要望]

【現状及び問題点】

- クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)については、本邦金融機関等の重要な資金調達手段(特に、外債レポによる外貨調達)として活用されているところ。
- 外国金融機関等・海外ファンドが本邦金融機関等から受取るレポ差額は、非課税とされている(レポ特例)。ただし、この非課税措置については、外国金融機関等に関するものが恒久措置である一方、**海外ファンドに関するものが時限措置**(2023年3月31日まで)とされている。
※海外ファンドに関しては、平成29(2017)年度税制改正で非課税措置(時限)が導入された。
- このため、本邦金融機関等にとって、継続的な取引ができるか懸念があり、**資金調達が制限**されているとの指摘がある。

【要望事項】

本邦金融機関等の資金調達(特に外貨調達)を円滑にするため、**海外ファンドとのレポ特例**について、**恒久化**を措置(少なくとも延長)すること。



※ファンドとの直接取引での資金調達は、海外(主に欧州)では一般的である。

3. 保險等

◆ 生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。
- 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。
- こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

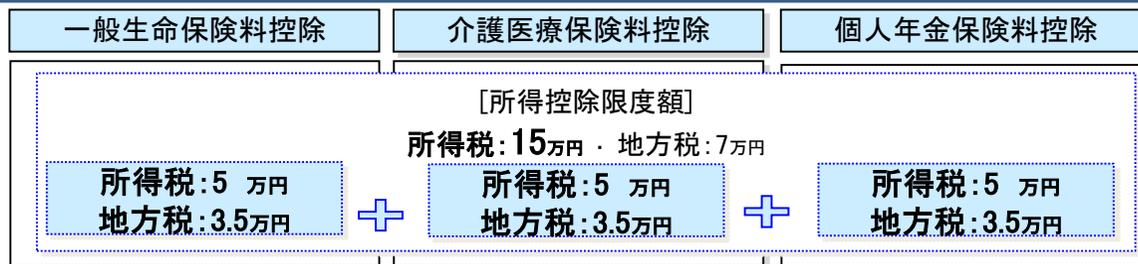
【要望事項】

所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。

現
行
制
度



要
望
す
る
制
度



◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 〔厚生労働省主担〕

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される**法人税(1.173%)**。

(注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、1962年に導入。

- 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、**1999年度から凍結**されているが、2023年3月末でその凍結措置が**期限切れ**。

【要望事項】 特別法人税を**撤廃**又は課税停止措置を延長すること。

【主要国の企業年金税制の概要】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 <small>(事業主拠出分)</small>	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 <small>(特別法人税) (※)2023年3月末まで課税停止</small>	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 <small>(収益部分のみ)</small>	課税

4. 暗号資産

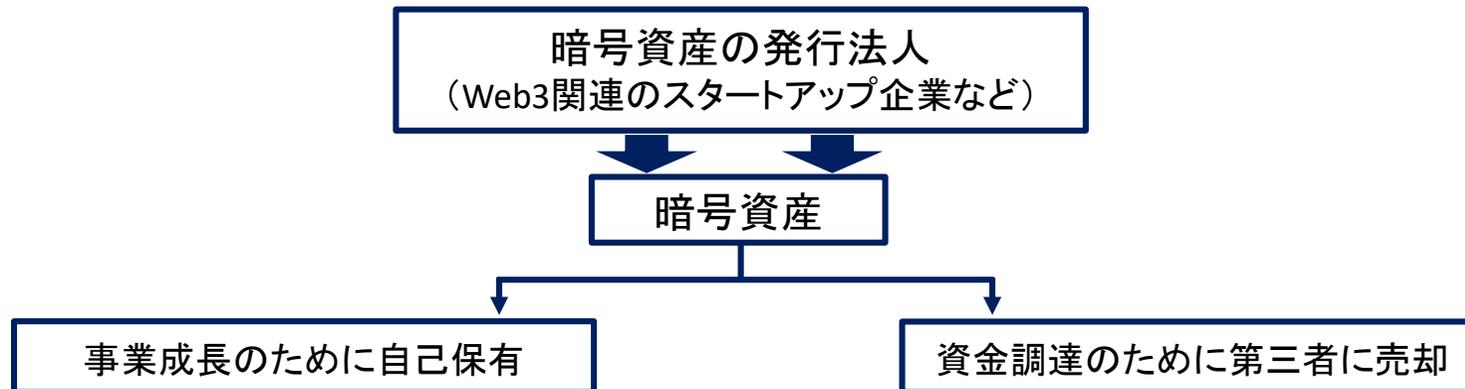
◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し 〔経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)については、税務上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。
- こうした取扱いは、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因として指摘されている。

【要望事項】

ブロックチェーン技術を活用した起業等への阻害要因を除去し、Web3推進に向けた環境整備を図る観点から、法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものについては、期末時価評価課税の対象外とすること。



【現状】時価評価(マーケット価格による評価)による課税

※ 多額の納税により発行法人の手元資金が枯渇し、事業継続

が事実上不可能との声。 ➡ 【要望】時価評価課税の対象外とすること

〔その他の要望項目〕

- ◇ 上場株式等の相続税に係る見直し
- ◇ クロスボーダー取引に係る税制上の手続きのデジタル化
- ◇ OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◇ 改正資金決済法施行に伴う電子決済手段に係る所要の措置
- ◇ スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う所要の措置

【事項要望】

- ◇ サステナブルファイナンス分野における所要の措置【事項要望】
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた所要の措置【事項要望】
- ◇ 市場・開示制度等の見直しに伴う所要の措置【事項要望】

〔その他の要望項目〕 ◆は日切れ関連

- ◆ 投資法人に係る税制優遇措置の延長
- ◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔内閣府主担〕
- ◆ 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ Jリート及び特定目的会社に係る登録免許税等の特例措置の延長〔国土交通省主担〕
- ◆ 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率等の特例措置の拡充及び延長〔国土交通省主担〕
- ◆ 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長〔国土交通省主担〕
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
〔厚生労働省・農林水産省が共同要望〕
- ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税(資本割)の特例措置の延長〔財務省が共同要望〕